

## 電波利用料額の改定について

電波利用料の料額の見直し等を柱とする電波法の一部改正案が令和元年5月17日に公布され、令和元年10月1日から施行されました。

主な無線局の料額は次のとおりです。

### 主な無線局の料額

主な無線局		新料額	現行料額
簡易無線局	登録局	400円	(包括)450円 (個別)600円
	使用する周波数が470MHz以下	400円	600円
陸上移動局	使用する周波数が470MHz以下	400円	600円
	使用する周波数が470MHzを超え3,600MHz以下で幅が6MHz以下	400円	600円
基地局	使用する周波数が470MHz以下	0.01W以下のもの	10,400円
		0.01Wを超えるもの	12,700円
	使用する周波数が470MHzを超え3,600MHz以下	0.01W以下のもの	(3,000MHz 以下) 10,400円
		0.01Wを超えるもの	(3,000MHz 以下) 12,700円
固定局	使用する周波数が470MHz以下	46,600円	45,700円
	使用する周波数が470MHzを超え3,600MHz以下で幅が3MHz以下のもの	46,600円	(3,000MHz 以下) 45,700円
	60MHz帯同報系防災行政無線の親局(免許人が市町村(特別区を含む))	9,550円	22,850円
	60MHz帯同報系防災行政無線の子局(免許人が市町村(特別区を含む))	300円	250円
CA無線局	包括免許のもの	170円	140円